

令和6年度 補助金等成果報告書

(単位:円)

No.	1	部名	市民福祉部	課名	ひと・くらし支援課
補助金等の名称		社会福祉協議会補助金			
補助金等の額(円)		16,425,000			
補助金等の成果	効果	別府市社会福祉協議会に対し社会福祉協議会補助金を交付することにより、地域の社会福祉活動の中核となる組織強化及び活動の活性化を図るとともに、地域福祉の増進に寄与することができた。			
	区分	評価	5:非常に高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:非常に低い		
	公益性	5	福祉の増進、地域の振興等のため必要であるか。市の施策と合致しているか。		
	有効性	4	客観的な効果があるか。施策の実現のために効果的かつ効率的な手段であるか。		
	公平性	4	機会の均等が保たれているか。他の補助制度と比較し基準が均衡を欠いていないか。		
	適格性	5	根拠が法令等に抵触していないか。対象事業が団体等の目的と合致しているか。		
	総合評価	B	A.拡大・重点化 B.現状維持 C.改善・見直し D.縮小 E.休止・廃止 社会福祉協議会は公益性の強い社会福祉法人であり、今後も住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティーづくりなどを展開し、地域福祉の推進に努める必要があるため、現状維持といたしたい。		
No.	2	部名	市民福祉部	課名	ひと・くらし支援課
補助金等の名称		北部コミュニティーセンター運営費補助金			
補助金等の額(円)		13,942,000			
補助金等の成果	効果	北部コミュニティーセンターに対し、北部コミュニティーセンター運営費補助金を交付することにより、地域コミュニティー意識の高揚を図り、福祉等のサービス拠点として地域福祉の増進に寄与することができた。			
	区分	評価	5:非常に高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:非常に低い		
	公益性	5	福祉の増進、地域の振興等のため必要であるか。市の施策と合致しているか。		
	有効性	4	客観的な効果があるか。施策の実現のために効果的かつ効率的な手段であるか。		
	公平性	5	機会の均等が保たれているか。他の補助制度と比較し基準が均衡を欠いていないか。		
	適格性	5	根拠が法令等に抵触していないか。対象事業が団体等の目的と合致しているか。		
	総合評価	B	A.拡大・重点化 B.現状維持 C.改善・見直し D.縮小 E.休止・廃止 北部コミュニティーセンターは競輪場周辺対策事業の一環として建設されたものであって、地域におけるコミュニティー拠点として運営されており、公共性が極めて高く、地域福祉の増進に必要であるため、現状維持といたしたい。		
No.	3	部名	市民福祉部	課名	ひと・くらし支援課
補助金等の名称		大分県原爆被害者団体協議会補助金			
補助金等の額(円)		63,000			
補助金等の成果	効果	大分県原爆被害者団体協議会に対し、大分県原爆被害者団体協議会補助金を交付することにより、被爆者の活動の中核となる大分県原爆被害者団体協議会の組織強化及び活動の活性化を図ることができた。			
	区分	評価	5:非常に高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:非常に低い		
	公益性	4	福祉の増進、地域の振興等のため必要であるか。市の施策と合致しているか。		
	有効性	4	客観的な効果があるか。施策の実現のために効果的かつ効率的な手段であるか。		
	公平性	5	機会の均等が保たれているか。他の補助制度と比較し基準が均衡を欠いていないか。		
	適格性	5	根拠が法令等に抵触していないか。対象事業が団体等の目的と合致しているか。		
	総合評価	B	A.拡大・重点化 B.現状維持 C.改善・見直し D.縮小 E.休止・廃止 被爆者の相談事業、被爆者の定期健康診断及びガン検診の積極的受診を啓蒙し、会員の相互扶助を図るため、現状維持といたしたい。		

令和6年度 補助金等成果報告書

(単位:円)

No.	4	部名	市民福祉部	課名	ひと・くらし支援課
補助金等の名称		別府区保護司会補助金			
補助金等の額(円)		95,000			
補助金等の成果	効果	別府保護区保護司会に対し、別府区保護司会補助金を交付することにより、組織強化及び社会を明るくする運動を助成し、地域社会の発展に寄与することができた。			
	区分	評価	5:非常に高い 4:高い 3:普通 2:低い 1:非常に低い		
	公益性	4	福祉の増進、地域の振興等のため必要であるか。市の施策と合致しているか。		
	有効性	4	客観的な効果があるか。施策の実現のために効果的かつ効率的な手段であるか。		
	公平性	5	機会の均等が保たれているか。他の補助制度と比較し基準が均衡を欠いていないか。		
	適格性	5	根拠が法令等に抵触していないか。対象事業が団体等の目的と合致しているか。		
	総合評価	B	A.拡大・重点化 B.現状維持 C.改善・見直し D.縮小 E.休止・廃止		
		犯罪を犯した人たちの更生を目的として、各種観察公共機関や団体との連携による、更生保護事業の充実強化を図っており、地域社会における役割が大きく不可欠であるため、現状維持といたしたい。			